

会計監査人候補者の選定基準

I 選定方法

会計検査人候補者名簿に掲載すべきものは、採点した結果に基づき、会計監査人候補者選定委員会において審議し、選定する。

II 審査項目及び得点

1. 会計監査人業務（40点）

(1) 実施体制

- ① 監査計画・監査予定日数の評価（5点）
- ② 監査チームの編成状況の評価（5点）

(2) 具体的な監査体制及び監査内容

- ① 監査体制の評価（5点）
- ② 監査手法・業務内容の評価（5点）

(3) 監査における指導的機能に対する考え方（5点）

(4) 監事との連携に関する考え方（5点）

(5) 日本公認会計士協会の実施した平成30年4月から令和3年3月までの品質管理レビューにおいて、監査上の問題点等の指摘の有無（5点）

(6) ワーク・ライフ・バランス等の取組（5点）

2. 監査報酬見積書（10点×2）

(1) 見積費用の積算の合理性（5点）

(2) 執務日数の変更に伴う見積費用の合理的な積算方法（5点）

III 審査基準における留意事項

1. 得点は以下のとおりとする。

大変優れている	: 5点
優れている	: 4点
普通	: 3点
やや劣っている	: 2点
劣っている	: 1点
記載無し	: 0点（欠格）

ただし、II. 1. (6)ワーク・ライフ・バランス等の取組の審査項目については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）、青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定）のいずれかの認定を受けている場合：5点、認定を受けていない場合：0点を付与し、記載無し又は評価点が0点となった場合でも、欠格にはならない。

2. 審査項目の中で、監査報酬見積については重点項目として得点を2倍する。